

会議録

令和4年6月6日(月) 場所 3階 第5研修室

会議名：第1回議会改革特別委員会

出席委員：竹田委員長、手塚副委員長、平野委員、東出委員、吉田委員、安齋委員、
新井田委員、相澤委員、廣瀬委員

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前10時00分～午後12時18分
事務局 片桐、福田

開会

1. 委員長挨拶

竹田委員長 令和4年の年度が替わりましたので、通算すれば第7回の議会改革の委員会になるわけでありまして。第6回については3月15日開催して、その後4月に松前、福島町の視察を計画してたわけなんですけども、コロナの関係で伸び伸びになりまして、最終的には、5月10日に松前町でのタブレットと議会モニターの研修をしてきたところです。ある程度、タブレット、議会モニターについては、みなさんある程度理解をいただいたものと思っております。今日はですね、タブレットの導入については、行政側もですね、タブレット導入については、若干、我々議会と同じような意向もありますので、何か行政側の財源的な部分からしますと、コロナの交付金が活用できるのであれば、早めこの部分は、議会として方向性を出していただきたいと、そういう声もあります。その辺を踏まえてですね、一つよろしくお願いをしたいと思っております。

ただいまから第1回議会改革特別委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名でございます。よって委員会条例第14条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の会議次第は別紙配布のとおりであります。

それでは、今日の調査項目について、順次レジュメに沿ってですね進めていきたいと思っております。

(1) 木古内町議会規則の見直しについて

1番目の木古内町議会規則、この見直し検討については、4月28日に行った勉強会の中でも、若干議論しましたが、特に委員のみなさんから、この部分をこう改めるべきだ、もう少し検討すべきでないかという声は今のところは上がっておりません。ただ、その中で、会議規則ではないんですが、町長総括の件、これをどうするっていう問題、それと会議規則で謳ってる質問回数の3回、この部分については、一括議題の場合、あるいは、特に一般会計の場合は、項目が多種にわたるっていうようなことで、まずその辺どうするかっていうのはですね、みなさんと若干、今回の特別委員会のなかで、整理する項目ではないんですけど、若干課題に残ったのかなというふうに思っています。この会議規則についてみなさんから特に。

平野議員 4月28日って私出ましたか。そのときに、書いていた資料が見当たらないんで

すけど、そのときに中身のあれこれどうだ、あれどうだっていう項目だし、何個かはしましたよね。例えば、会議規則ではないんだろうけども、意見書案の件だったり、それ全部終わったんでしたっけ。その次の話ってなかったでしたっけ。以前平成 27 年に遡るんですけど、そのときにも勉強会をやってまして、そのなかの項目の一つとして、木古内町議会会議規則についてというのを勉強会したことがあるんです。そのときに話題になったのが、我々議員になった最初にですね、この会議規則等を一つの冊子にして、いただいているんですけど、その後結局、いろいろ変わっているにも係わらず、どの程度更新しているのか、あるいは、このときも既に平成 27 年で、更新してるのが何件かあったんですけど、それを全議員に定期的に配布しようという話になってたんです。私もこういう話をして申し訳ないんですけど、その後しっかりと、会議規則の配布についてを話したことなく、今日にまで至ってるんですけども、現在の最終更新ってちなみにいつなんですか。

片桐事務局長 会議規則ですか。会議規則の更新は行っていません。

平野議員 そこが問題っていうか、これまでもルール替えをちょこちょこしてる。細かい話も含めて、それを常に事務局で押さえて更新して行きましようってことができてなくて、また時が過ぎれば、あれどうだったっけみたいなことがちょこちょこあったりすると思うんですよ。

廣瀬委員 前々回の時に配られましたよね。私はあれが最新だと思ってるんだけど。

竹田委員長 会議規則と法令、例えば地方自治法だとかの併用した部分で整理したいろいろの部分でみなさんに配布になってると思うんだよね。

平野委員 私の持っている資料が平成 24 年に改正したやつを持ってて、それを基にこの発言をさせてもらったんです。この間もらった資料を見たら、平成 29 年に改正してますね。3～4 年前ですけど。ということは更新してるってことですよ。わかりました。

竹田委員長 そういうことでみなさん、資料はみなさん持っていますもんね。前に配布してるから。特に今この部分、先ほどちょっと挨拶のなかで言いましたけど、質問の会議規則の中で謳ってる 3 回の部分の扱いっていうか、これは、勉強会の中でも出されたんですけど、議長の裁量のなかで、場合によっては 4 回 5 回もできるっていう話もあるし、ただ、一般会計の場合は、かなり項目っていうか、課ごとのあれが多いものですから、その扱いっていうか、質問の仕方にもあるんだろうけど、場合によっては、3 回ではちょっとという部分があるのかな。だけど、議長裁量のなかで回数は増やせるっていう道があれば、現行のままで、やっぱり時間の制約とも考えれば、3 回の定義のなかでいいのかなって思うんですけど。

平野委員 何回も言いますが、例えばこれ 55 条見ても、同一の議題について 3 回だから、分ければいいんですよ。そこをどうとるか。補正の全てが同一議題ではないじゃないですか。要は目ごとに。10 個質問があれば、1 回に 10 個言わなきゃいけないってことになりますかね。

又地議長 一括議案がね。一括議案が例えば 10 本一括議案になってた。そうするとその 10 本に関しては、従来は 3 回ですよ。単項議案に関しても、一括ってことは、例えば 5 本あれば 5 本が一緒だから、単項議案に関しては別だ。一括議案の他のね。ということは日程番号が変わってくるわけだから。

平野委員 よく多いのが、補正の一般会計の質問が例えば 5 個も聞きたいことがあります

と、5 個質問するじゃないですか。そうすれば再質問や再々質問も 5 個を全部連ねて、やらなきゃいけないから訳分からなくなっちゃう。だからその中身が違えば、それぞれを分けて 3 回ずつでいいのかなっていう認識でいたんですけどもそうじゃない。

又地議長 今まではね。

東出委員 今議長言われるとおりに、一括上程されるわけだから、そのなかで 3 項目だとか 5 項目だとか、7 項目聞きたいんだと。それを全部一発目で上げる人もいるし、ほとんど全ての人が上げると思うんだけど、ただそれに関してはやっぱり 3 回は 3 回。今議長が言うように、何個問題を出そうが、3 回は 3 回で打ち切らないことには、とんでもない時間がかかる。

竹田委員長 時間制約の関係で、3 回って言うふうになったと思うんですよね。

東出委員 質問者と答弁者の意見がすり合わないときには、議長も「私の聞いていることと全然違うんじゃないの」って言った時に、じゃあもう一回行政側に答弁させるっていう方法とってるから、現状はいいのではないかと思います。

竹田委員長 議長、確かに一括議題も同じ 3 回の定義だってことなんだけど、例えば一般会計あり、病院事業会計、国保、介護だとか項目がいっぱいある。関連する場合は一括でやっちゃうんだけど、場合によっては、会計ごとの区分でもいいのかなって。そんなに質問は今までのケースからいって多くはないんだけど、そこらへんの考えってうか。

又地議長 一般会計のなかで、関連する病院であっても、高齢者医療だとかいろいろあっても、一般会計から出る項目ってたいした多くないんですよ。例えばこれは違う課、一般会計で繰り出したとか、だから事前に議案をもらって、議案をもらった時に、質問したい人は、一括の部分で取りまとめてもらって、質疑に持って行くっていうのが、そうすればあんまり時間もとらないと思うし、4 回 5 回って言うようなこともないと思うんだけど。その辺は従来 3 回ということやってきたけど、例えば平野委員が言うように、一般会計がらみの一括になったものが 5 本も 6 本もあると、そうすると、という部分があるかも分からない。だからその辺はみんな、ただその 3 回でバシッと打ち切るのかどうかって部分に関して、例えば一括議題が 5 本も 6 本もあると、そしたらこの部分に関しては、4 回まで伸ばしたらどうかというような議論があってもいいかと思うけど。ただ答弁側も答弁側なんだよ。ズバっとさ、あれこれなくしてズバっときてくれればいいんだけど。なんか余計な部分まで、あーでもないこーでもないって言ってる部分も見受けられるんだけど。

東出委員 議事運営に関しては、議長に任せていいと思うよ。

竹田委員長 またこういう事案があった時に、どうしようかって考えていいと思うし、現在のなかでは 3 回部分で質問する方も、ある程度整理したうえで、進めるのかなって言う考えでいます。

安齋委員 3 回という決まりで、3 回としか書いていない。現状であればそういう時には、議長の判断で回数が増えるとういうことであれば、ただし書きのような、項目をつけておけば、なんの問題もない話だと思うんですよね。どうなんでしょう。書いてあるのであれば、全くこのままでいいのではないかと思います。

廣瀬委員 平野委員が言うのもすごく分かるんです。流れ的にかみあっていない部分だとかを感じてたんで。私は逆に一項目ごとに 3 回の質問でもいいのかなって思います。それで、そういうふうにした場合、時間的にそんなにかかるのってなったときに、そこまでか

からないのではっていう気がするんですけど、どうでしょうかね。

竹田委員長 確かに一項目ずつやるってなれば、10本あるってなれば。

廣瀬委員 答弁側もあれとこれとそれみたいな、結構迷ってるみたいに感じる。

平野委員 一般質問を3回までとしたのは、そもそも自分の意見を述べてはいけないというのがルールにあるんだけど、当然みなさん思いがあって質問するわけだから、自分の思いを話すとなくなるし、もっと端的に町長もこっちも質問のやりとりをしましよって、一般質問については回数の撤廃になったじゃないですか。それと同じだと思ってて、いい例が竹田委員長だったり、僕だったり特に質問項目が多くなると、5個の質問があったら5個の一発目、再質問、再々質問ってやると、途中の話が長くなったり、あれどしたことだったって、答弁がそのことに答えてたって結構大変なんですよ。であればその3回よりも、分けて、「×3」の方が時間は短縮になるんじゃないかなって思うんですよ。あとは、ここここは関連があるから、まとめて3回にししようとか。ここだけは、しっかり1個聞きたいから、ここだけを一つにしてほしいとか。その采配は各委員によると思いますが。

廣瀬委員 一つ一つ出した場合に、再質問だけで終わるという可能性もあるし。

又地議長 一般質問の場合は決めてるわけだよな。一般会計補正予算だとかに関しては、3回とは決めてるけども時間制限はない。だからそのへんなんだよ。一般質問と一般会計補正予算等々に関する質疑は一緒にしなくてもいいんじゃないかな。時間の部分ではね。ただ一般質問は20分以内だということだから、ただ補正予算等々に関しては、3回までだけど時間の制限はないよと。それはなぜかと言うと、一般会計補正予算がらみでの、一括議題であるよね、一括の部分があるから時間の制限はしないと。質疑は3回だけでも時間の制限はしませんよと。

竹田委員長 そこだと思います。例えば、廣瀬委員の言われたように、一項目ずつ、これについてはどうですかって、こうです。分かりました。次これどうですか、一問一答方式でやるっていう。場合によっては、関連があって、3本くらいだったら一発で質問して、回答をもらうという部分のやりとりも、可能なのかなって思うし、ただ6本も7本も項目があれば、ちょっとあれするかなっていう部分なんですよな。

東出委員 自分もそうなんだけど、自分の主観を入れないで、質疑応答をやるのであれば、私は3回で済むと思う。自分もエキサイトしてくれば、自分の主観を述べたくなくなっちゃうわけ。だから一般質問ではないんだから、補正に対する質疑だからね、自分の主観は極力入れない。であれば3回の回数あれば解決できると思う。そこで納得いかないのであれば、議長は採決を諮るわけだから、そこで反対討論すればいいと思うし。我々が改めなければいけないのは、自分の主張や主観が入っちゃうから長くもなる。ただ質問者の質問に行政側が的確に答えてくれない時や、話がちぐはぐだなと感じる時は、議長に行政を指摘してもらおうと。

竹田委員長 3回の部分は僕もそれでいいと思う。ただ平野委員が言うように、項目が多ければ、例えば質問して、答弁の方も、結構入り混じってくるんだわ。例えば一番目のこれについては、これこれですよって。一つずつの答弁であればいいんですけど。

平野委員 55条の同一の議題についてって書いてあるので、解釈が一括上程した全ての議案が同一の議題とはとらないと思うんですよ。僕はこれを読んで竹田委員長に、この項

目で 3 回だから分けた方がいいよって言うてたんですよ。今の話のなかではそれもダメだよってことなんですよ。

又地議長 質疑っていうのはどういうことか。自分の考えをはさめばダメなんです。自分の考えを出てきた議案に対してからむから長くもなるし、3 回で終わらない部分もあるんです。質疑っていうのは、出てきた議案に対して、ここちょっとわかんないなとかいう部分を正すのが質疑。最後に質疑を受ければ、必ず討論ございませんかってなるんだよ。自分の考えをそこで出せばいいんだよ。討論の場面で。そこで反対か賛成かにもっていくと。質疑そのものって言うのは、私情をからまないで、正しいことかどうか、補正予算の中身もね、それを正すのがあれであって、その次に討論がありますよ。ということなんでね、その辺をわきまえれば、一括議題が 5 つも 6 つもあったとして、3 回くらいでいけるかなっていう気がしないでもない。本来質疑のあとに討論を設けているというのは、私情をからまないで、クエスチョンマークをついたところを自分で正してみると。その結果をどうふまえて、討論に持って行くのかということだと思うので。ただ議長席にいるので、7 つも 8 つも一括議題になってれば、めくっていったる間に、ここ見ていなかったっていう部分もあるけど。

平野委員 討論になるってよっぽどのことじゃなですか。反対討論になるってことは。そこで 3 回のやりとりだけで、本当に討論なのかっていうところまで、解決できないシーンもありますよね。それは行政側の答弁不足だったりすることもありますし。そういう時は議長の判断で 3 回限りではないと謳ってますから。僕が言ってるのは 3 回はいいんです。項目が多くなった時なんです。

竹田委員長 今後この部分は、現在の 3 回でよしとして、今後の推移っていうかあれを見ながら。

廣瀬委員 こちら側の解釈としては、一括議題であがったものは、一つのものとして 3 回までですよという捉え方でいいってということなのかな。

又地議長 最近目立つのは、一般会計とかで出てくるとね、質疑が出てくる、私は討論の時に私情が出てくればいいなと思うんですけど。質疑の時に私情のからんだ質疑を行政側に向けた場合、町長の答弁が〇〇議員がおしゃってたことに同感ですといった答弁が返ってくる。自分はそれはおかしいと思ってる。だから質問する方も、討論の時に私情をはさんで言ってくればいいなって思う。

竹田委員長 この会議規則については、今いろいろ議論があった部分をふまえて、現行のままという方向でよろしいですね。

(2) タブレットの導入について

竹田委員長 次タブレットの導入ですけど、前段あいさつのなかでもありましたように、行政側がですね、もし導入する方向であれば、早めにあれして財源の確保等もしたいって、そういう話を事務局の方で情報も得ますので、早めに、この後、今月の 28 日に NTT のデモをやります。そのなかで具体的に使い方を身につけたいなと思ってる所であります。タブレットについては松前町さんの研修も含めて、導入するという形でよろしいでしょうか。それではタブレットについては導入をするという方向で。

(3) モニター制度の導入について

竹田委員長 次の議会モニター制度。これについても、松前町さんで行ってるモニター制度。これについては、いいなっていう、例えば、なかなか傍聴者の呼びかけをしても傍聴者が少ないことからして、モニター制度もこれありかなと思うんですけど、みなさんどのように感じているか、またどのように進めるべきか、うちには合わないというものかどうなのか含めて、ご意見をいただきたい。

廣瀬委員 制度導入はいいのかなって思っていました。いろいろ意見を徴収するのにね。松前町さんのお話を聞いてたんだけど、松前町さんも定数問題や報酬問題などまっただなかで、うまくこの制度を活用して、その意見を取り入れて、ことが進んだのかなっていう思いもありますので、あってもいいのかなって思います。

平野委員 これまでも、議会が町民に興味をもっていたらこうかと、傍聴含め何年もかけて努力は全員でしてきたんですけど、実際のところなかなか反映されないっていう。先日視察に行った時も松前町さんの伊藤議長さんから、導入しない理由はないと強い口調で、ぜひやるべきだと。実際やっていた方々が、そのように思っているでしょうし、ぜひ導入すべきだと。人数だったり報酬については、前例にあれすることなく、我々なりのあれは考えていいのかなと思うんですけど。

新井田委員 私の個人的な思いは、我が議会も一人でも多くとした部分での、根回しだとか各委員さんいろいろとしてきたと思うんだけど、ただその結果が今日まで得られていないと。そこで議会モニターなるものをとということなんだろうけど、一つ感じたのは、松前町さんの例なんだけど、果たしてお金を払って、選んで、お金を払ってまで来てっていうのが、そういうやり方いろいろあるんだろうけど、そこまでどうなんだろうなという気持ちは個人的にはあります。なんで興味を持たないのに、興味を持たない人に、例えばだよ、あなた来てくださいよ、報酬出しますよ、って。そういうやり方もあるんだろうけど、果たしてそれがいいのかなっていう気は個人的にはしますね。

竹田委員長 これモニターの選考。その方法論っていうのかな、公募であればそれは自発的にモニター制度に参加をしたいって来るわけだから、その意思があるってとらえればいいと思う。ただいろいろな団体等のあて職でやった場合は、いま言われたようなこともあると思うんですけど、ただ公募だけで集まるかって部分もあるもんですから、場合によっては、団体推薦という方法も部分的にいれながら。これはやるとなれば、どうしようという中で出てくるのかって思うんですけど。どうでしょう。新井田議員からは慎重論の話もありましたが、ほかのみなさんどうですか。

安齋委員 来てもらうということに関しては、すごくいいことだと思うんですけども、なんかひっかかてる部分があって、たぶんそれが新井田委員のおしゃったことなのかなと。ちょっと思ったのが、興味を持ってきてもらうのが難しくて、会計年度任用職員みたいな形で報酬を払ってやるということをやるとしても、やはり一度議会だよりか何かで、こういう方法で、こういうモニター制度をやった場合に、どうですか参加してみたいと思いますか。みたいなアンケートを入れて、やってみたい人は返事をくださいみたいなふうにして、一回みなさんの気持ちを聞いてみたいなっていうのがあるんです。

竹田委員長 それであれば、やるとした前提で、進めなければ。やるかやらないか分からないアンケートっていうのは、我々特別委員会でやりましょうってなって、どういう呼び

かけをするかっていうあれはあるんだけど、ただ今、ここでは、やるやらないの方向性を出さなきゃいけないのかなというふうに思うんですよね。

吉田委員 私もこれ導入すべきだなと思っています。今どうしても傍聴人が少ないのが現実のなかで、モニター制度いいなと思います。ただ、新井田委員も安齋委員も言ったとおり、報酬はどうかかって思うんですよ。確かに拘束されるというところがあります。それで書類も提出しなければならない。そういうことからすれば、やっぱり報酬は必要なのかなと思いつつ、なんかそれで来るっていうのは果たしてどうかかっていうのもあるんですよ。だからそこら辺の報酬の額もあるし、拘束時間。松前町さんでは1回4千円だったかな。ただ金額がどうかってというのが正直な話なんです。モニターになれば提出書類だとか結構あるだろうし、時間制限もあるから。報酬も必要だとは思いますが、果たしてその額がいいのか。出していいのか。そこが一番ひっかかってた部分なんです。モニター制度をやると、一人ではこない、二人でくる。まだ増えますよね傍聴人が。そういう相乗効果があると、そういう話はしていましたので、いいなとは思いますが、やっぱり金額、報酬。これ果たしてどうかっていう。本当に興味があるなら金額云々ではないと思うんです。そこら辺がちょっとひっかかってる部分です。

竹田委員長 これは個人のいろいろな考えも出てくるし、例えば、この四町のなかで松前町さんはやってる、木古内町もやるようになった。木古内町は報酬出しませんってなったら、やっぱりどっかでそういう情報を耳にするとと思うんです。ただやっぱりその、吉田委員から出されたように、金額を松前町さんは4千円だけど、木古内町はどうでしょうっていう部分の、うちはうちの報酬のあれが算定基準等もありますし、報酬なしっていうのはどうなんだろう。とにかく、モニター制度を導入しましょうってなれば、今言われたような、報酬だとかをどうするだとか、いろんな条例や規則等の改正なんかも伴ってきますから、そのなかで整理できるのかなと。

手塚副委員長 最近議員懇談会もコロナの関係で、地域に入ってみなさんと話することも少なくなったんだけど、本来であれば議員懇談会を各町内会で開けるようになれば、みなさんに、モニター制度について、そこで発信して、そこに来の人たちって、きっと議会に興味を持ったり、行政に対しても興味を持ってる人だと思うので、その人たちにモニター制度について、ちょっと投げかけてみて、反応がよければ、この制度をどんどん進めていって、町民の声が議会に来るようになれば私はいいなと思います。まずはじめに町民の方々と話しをできる機会を得られればなと思います。

竹田委員長 その辺は、自分とは見解が違うというか、僕はやっぱり町民から意見をとって、その声が多いからやりますとか、やりませんか、そういうことではないと思うんです。議会として、モニター制度をやるからには、こういうメリットがある。導入するわけだから、デメリットの方が多ければ、やめましょうっていうふうになるんだけど、その判断はこの委員会のなかで決めなきゃいけないのかなっていうふうに思うんですよ。

安齋委員 やってくれる人に、やってもらわなければダメだと思うので、私はやる、やります。こういう内容です。お金はこれだけ払います。意見ください。よろしく願います。それでいいんじゃないですか。

平野委員 まずなんでやった方がいいって、それは目的がしっかりしてるからであって、町民のみなさまに私たち議会の成績表ではないけれど、さまざまな評価を出していただい

て、質の高い議会を目指そうとしてる訳だから、当然その仕事をお願いするわけだから、全国どこを見ても報酬が発生してる訳だし、報酬無いけどやってねというのは都合のいい話だし、手塚副委員長のいうとおり、さまざまな議題を町民との懇談会で、報酬等も含めていろいろな意見を聞いたうえで、判断すればいいとずっと思ってたんですけど、だったらいつ実現になるのってことにもなりますから、実際研修まで行かせてもらって、ここで決をとるわけではないですけども、大多数の人がやろうと言うのであれば、そちらの方向に向けて、着々と進めていけばいいのかなと。

竹田委員長 特にこのモニター制度、もう少し時間をかけるべきだったと、そういう声もあるようですけど、導入するという方向でよろしいですか。

又地議長 松前町さんがなぜモニター制度を導入したか。資料にあるように、町政にあるいは議会に関心を持ってもらいたい。傍聴者が随分いかなかったようだし、松前町さんも各地域に議会が出向いて、いろいろ懇談会等も開いたと。けどもさっぱりだったと。うちも従来ずっと地域や各町内会、経済団体とかに出向いていったけど、参加者も集まってもらえなかったという反省点は私あると思うんですよ。関心を持ってもらう、あるいは、傍聴にきてほしいと。今までは他力本願みたいところがあつたのではと思ってるんです。例えば昔はなかったけど、今は防災無線を使って流してもらおうと。それでもさっぱり集まらないという部分があるわけです。それはどういうことかということ、議会自らが動かないで、他力本願的な部分があつたんでないのか。最近考えるのは、町内会連合会、25 町内会があるわけだけでも、町内会連合会の方にも話をしたりだとかいう形のなかで、どこどここの町内会は今回傍聴に協力してくださいとか、そういうことも全くしていなかった。あるいは老人クラブ等々にも声をかけていなかったと。ただ放送してるだけで他力本願の部分があつたのではないのかなと、そういう部分も少し感じています。そのなかでモニター制度を導入しようとする意識合わせをするなかで、あともろもろの松前町さんでやっているような、条件だとか報酬云々だとかいう話は、これからみんなで知恵を絞ってやっていけばいいのではないのかなと。モニター制度を導入して、12 人だな、その方には必ずレポートを提出してもらおうという義務付けをしてるわけですよ、そういう風になれば一つのタガをはめるわけだから、タガをはめるためには、報酬はどうするという議論は、これからしていけばいいのではないかと思ったりね、そんなふうに感じています。なんとか導入に向けての方向にってもらえれば、将来うちはまだ議員定数割れとかはないわけだけでも、将来あるとすれば、覚悟しなければダメだろうと、そういう部分ではやっぱり、議会にも参画したいという考え方が醸成できるという風にとらえて、導入する方向に向けていったほうがいいのではないかなと、そんなふうには感じております。

新井田委員 議長が私と同じ内容のことを言ってくれましたので、そもそも私も含めて反省点がいっぱいあるんですけども、本当に果たして町民のみなさんに、我々が足を運んだとか、行動を起こしてとかね、はっきり明確なる部分っていうのはなかったはずなんですよ。例えば町内会さんぜひ来てくれとか、あるいは〇〇さんなんか。そういうのは、私は、私を含めて大変申し訳ないんですけども、そういう行動を起こしたっていうのは、今までないんですけども、やるよというトークはあるんですけども、そういうことでいえば、もっともっと反省点としてですね、いろいろな団体さんに呼びかけは、これからもできると思うんです、だからそういう意味合いを含めて、もうちょっとその内容をね、さっき議長が言

ってくれましたけど、いきなりじゃなくて、もっと展開のしかたがあるのではないかと、それでダメだったらこういう制度もありだと、そんなふうになんか感じてたんですよ。だから私の反省点も含めてですね、もちょっと我々自身含めてですね、呼びかけをですね、そのしかたをもうちょっと議論してもいいのかなって、ちょっと思いがあったんで。やることはやぶさかでないんだけど、ちょっとその辺が思いがちょっとあったもんですから。

竹田委員長 それではモニター制度については、導入するっていうことで、委員会としては決めたいというふうに思います。このことによって議員も、レポートだとかいろんなことがあれば緊張感が出るのかなって思いもありますので、ただ内容については、これから縷々つめていかなきゃないっていうふうに思います。

(4) ナイター・サンデー議会の検討について

竹田委員長 次、4番目のナイター・サンデー議会の検討です。これについては、僕個人的には、このモニター制度ができれば、モニターさんからの声を聞くなかで、サンデー、ナイターの必要性っていうのは、ここで定義できるのかなって。だから当面モニターはやってみて、サンデー、ナイターについては、現段階では、当面行わないっていう方向でいいのかなっていうふうに思うんですけど、みなさんからの意見等あれば。よろしいですか。

平野委員 もともと、ナイター議会、サンデー議会をやるべきだと意見は出したんですけど、今の町民の興味は、夜にしたから、日曜にしたから来てくれるのかなって。難しい気もするんです。他市町のナイターだったりサンデーだったりする時って、町長選挙がある時期だとか、その町でなにか大きな動きがある時だとか、話題がある時に、より多くの町民にきていただくことが多く感じるんです。そう考えた時に今の木古内で次回の定例会ナイターやりますから集まってくださいって。人を呼び寄せるものはないと思うので、委員長言うように、僕提案はしたんですけど、モニターをきっかけに、もっともっと広い町民に興味をもっていただくための、あれとして用意しておけばいいのかなと感じました。

竹田委員長 この福島町さんのナイターの話を見ると、最初は傍聴者の増減はあったんですけど、毎年やるんだっていう定着性のなかで、徐々に何人かずつ輪が広がってきたっていう声も聞いてます。ですから、この部分は平野委員が言われたようなことも含めて、モニター制度での意向等含めて、あとコロナが若干落ち着けば、懇談会等のなかで、再度また我々から発信してみたいという思いもありますので、当面はこの部分に関しては見合わすということで整理をしたいと思います。

(5) インターネット中継のバージョンアップについて

竹田委員長 次、5番目のインターネット中継のバージョンアップ。この部分に関しては、画像が粗いだとか、そういう声もありますけど、当面僕はこのままでいいのかなって。カメラだけ取り替えて百万円あまりかけてですね、どれだけ画像っていうかそれが鮮明になるのかっていう部分を考えますと、現在のままで当面様子を見るべきなのかなっていうふうに思うんですけど。みさんからご意見いただきたいと思います。

平野委員 僕が提案したときに、みなさんが映像をユーチューブなんですけど、見たことがない。その後見れる人は見てください。それでも見てない人もいる。みなさん自分たち

が議員やってるから、そこの場のこと分かってるから、あらためて見ないっていう気持ちなのか分かりませんが、やっぱりそれを見た人が、言葉では画像が粗いっていうけど、本当に見づらいんです。まずそのことを、そのままいいわけがなくて、かといって変えるとなれば、大きなお金がかかるっていうのも事実で、いま現在視聴されている方の人数はすごい少ないんです。その少ない人数のためにこれだけお金かけるのかっていう意見もある半面、画像があまりにも見づらいから、最初見てたけど、もう見ないって言った人もいますし、この中継を続ける以上は、今のままの質でいいわけがないんです。そのことを、どのタイミングで変えるのか、あるいは止めるのか、を真剣にちゃんとみんなで見て、考えてほしいなって思うんですけど、今結論出すとすると、今とりあえずそのまましかないよねってことになるんですか。

廣瀬委員 若い方が見られてるんですか。

平野委員 その限りではなく、僕の知ってる方では高齢の方も見られています。

新井田委員 全体からみたらどうなんだろう。最近よく町長が横文字使うでしょ。結構やっぱり批判があるんだって、分かるように説明してくれてことなんだけど、分かる人分からない人の比較をすればね、かなり分からない人が多いはずなのさ、そういう部分を置き換えることはちょっと乱暴だけど、果たしてインターネットこれはいいいことなんだけど、果たしてバージョンアップして、木古内町の人口の中でね、何割の人が見てくれんだろうと、果たしてそういう部分で費用対効果を考えたときに、今の状況でいいのかだとか、なんとしてもバージョンアップして広げるものなのか、ちょっとその辺はねどうなのかっていう気持ちは、私は現状維持かなと。今の我が町の人口や高齢化の状況からすれば、さほど今の状況でもいいのではないかなって気がします。だから限られた人、高齢の方も見られている方も当然いらっしゃると思うんです。ただどの程度なのかね。

又地議長 今の部分で何か不都合なところがあるのかな。今の中継でさ。もし悪いところがあるとすれば、直していかなければダメだろうと思うし。だからその辺、私も正直見たことないですよ、全部本会議に出てるしね。

平野委員 だから見てくださって、それから協議しましょうって言ったじゃないですか。

新井田委員 テレビも高性能になっていて、ユーチューブも見れるんですよ。私の友達も見てる人はいるんです。議会あるごとに見て、ただ評価は画像がいい悪いとかっていう評価じゃなくて、全体としていいとか悪いとかっていう話になるんだけど、画像に対しての話はあまり出てこないんですよ。

又地議長 中継を見てる人たちから、画像が悪いとかいう声が届いているか。

平野委員 私は見てる人から伺って、この場に届けているんです。最近だと、255回見られてるだとか、少ないときは百数十回だとか。令和3年では234回。多いか少ないかって言われれば、猛烈に少ないとは思いますが、当町の人口からいくと20分の1くらいの視聴回数になっているという事実もあってですね、それをどういう映像で流れているんだっていう配信してる我々が、そのことを一回見ないと。顔が見えないんですよ、しゃべってる人の、我々は議席も分かってますし、誰がどの席だって分かってるから、廣瀬議員だとか相澤議員だとか分かりますけど、それを分からない人たちは、誰がしゃべっているのか分からないっていう人も中にはおりますし。

竹田委員長 あまり詳しくないんだけど、本会議の中継をやって、一階のテレビに映るで

しよ、それが全部入るってこと。

平野委員 そうです。議会事務局の中のテレビにも映ります。

竹田委員長 このケーブルが悪いんじゃないの。

平野委員 カメラの質です。ズームもできないですし。やるとなれば人も配置しなければならないと思うし。

又地議長 見ている人っていうのは、高齢者はほとんど見ない、ただ孫だとか子どもたちと一緒にいる高齢者は、子どもたちがあるいは孫の方が知ってるからさ、そういう人は見れるけど、例えば高齢化率が52%と、そしたら高齢者何人見てるだろうと、そういうふうにも思うよね。だから今人口が3,900人として、世帯数が2,400程度かな、それで平野委員が言った何件くらい見てる。

平野委員 一回で250回くらいとか。元はもっと多かった時もありました。

又地議長 自分は見ないけど、息子だとか娘に誰々一般質問やったんだねとか、そういうのは聞いているけどね。

平野委員 今すぐバージョンアップすると予算のかかることですから、ここでは決められないでしょうし、人数が少ないから今の画像のままでもいいかっていう話は違うと思いますので、例えば次年度予算を要求する前にもう一回、例えば特別委員会が閉会したとしても、みなさんに一回ちゃんと見てもらって、再度、これだけ金額かかるんだったらしょうがないよねってなるのか、やった以上、視聴者数が少なくても、せめてもう少しあれしようとする話になるのか、とにかく見てみないことには意見を言えないと思うんですよね。

竹田委員長 これ我々議会として、どこまで求めるかっていう部分もあるし、庁舎役場としてのネット環境の改善だったりだとかする時に、便乗するっていうか一緒に。

安齋委員 カメラ変えれば直るのか、タブレット導入して通信環境が改善した段階で一緒にやれるのか、そこだと思います。

竹田委員長 そういう部分を含めて、もう少し今この時期に結論を出すのはちょっとっていう方向性でいいのかなって思うんですけど、当面は現状のままで、というようなことで、整理をしたいと思うんですけど、どうでしょう。

平野委員 まずは画像がもう少し鮮明にならないのかって聞いたら、カメラを変えればよくなりますって言われた。じゃあそのカメラはいくらなのって聞いた時に、五百万前後なのか。なんでそんな金額なんですかって思うくらいの金額なんです。

又地議長 ガリっとしたバージョンアップをしてもらおうと言うのであればさ、カメラは付きゃなしでしょ。そしたら町職員がさ、例えば一般質問してる人にカメラを構えてさ、撮って、そういうのをあれするとかさ。国会中継みたく、そこまでしてもらおうのは一番いいとは思うけどね。けども、財政や経済的な部分もあるし、その効果がどうなのってこともあるし。

平野委員 今主査がここでマイクの操作とか、一応ユーチューブの機械の操作とかをできるんです。例えばカメラを連動すると、ここの席一つで、カメラの切り替えだったり、ズームもできるんです。ですから職員に何人も協力してもらおうとかしなくても、一人でできるようにもできるんです。あとちょっとズームだとかね、方向変えるだとか。

東出委員 行政の予算もからむことだから、バージョンアップするということにとどめておいて。

竹田委員長 するってなれば、要求しなければならない。

又地議長 議会や議員だけでなく、例えば当面は町長だとか、副町長だとか、あるいは担当課長だとか、そういう場面でもちゃんとアップで放映されるわけだから、お互いに都合のいい話だ。

東出委員 カメラを直せば改善されるわけだから、5番目の項目はなくさないで、これを残しておいて、予算要求なり、行政と詰めていく部分もあると思うし、そして安齋委員が言うように、タブレットの導入ね、これを急がせてるわけだから、それと平行してインターネットのバージョンアップもしましょうよと、いう行政と詰める部分では我々特別委員会としては残しておくべきだと私は思う。

竹田委員長 ただ百万のカメラを取り替えたからそれでいいのではなくて、できればやっぱりズームだとか、方向も多少振れるような。

平野委員 それをこみでの百万前後だと思いますね。

竹田委員長 あ、そうですか。ちょっとそのへん分からなかったものですから。

新井田委員 どの程度かかるかって、素人が言ったって。

平野委員 前主査に見積もりをとって調べてもらったんですよ。

東出委員 調査項目から外さないで置いて、削らないで残しておいてさ、すぐ我々の特別委員会のなかで、テーブルに上げるか上げないかは別にしながらも、これは5番目はなくさないでおくと。今日はそこまでなんじゃない。

竹田委員長 このバージョンアップについては、継続。だけどみなさんにあれするけど、継続にして次回で決着するっていう問題でもないと思うんだよね。

東出委員 だから議長に答申する時に、それはそれとしてこういう形で当委員会としては、継続なんだけれども。

平野委員 明らかによくした方がいいのは当たり前じゃないですか。ただそこに当然、実際どこまでよくしたらいくらかかるのかとか、今現在は調べきれてないから。仮にもっとこうデモを見てですよ、このくらいの金額でこの程度までできるのであれば、すぐやった方がいいということになるかもしれませんし。そこには当然財政との予算要求の結果も反映されるだろうし。バージョンアップをするのが望ましいでしょうね。当委員会としては。

東出委員 それを意見として付ければいいんじゃない。

平野委員 あとは行政に対するお願いの仕方をどこまで強くするか。

竹田委員長 バージョンアップすることが望ましい。

東出委員 そこまで予算がかからないのであれば、早急に改善しなさいとかさ。

竹田委員長 これはどっちにしたって、予算を伴うわけだから。

平野委員 今のタブレットだってどうなんですか。導入するって決めたけど、うちは実際に予算も正式に。

竹田委員長 だから委員会とすれば、極端な話導入するしない、例えば、委員会とすれば答申するわけだ。そうすれば木古内町議会として、行政側に委員会とすれば、これこれの部分はやる方向で決まりました。そのためにはこれについては、予算っていうか、財源が伴う。だから今すぐできないだとか、できるだとかいう部分のやりとりがこのあと出てくるのかな。あとどういうふうにするかっていう問題も含めて。

平野委員 タブレットもですよ、松前町さんの予算を見せてもらいましたけど、これだけ

かかりますよね。実際我々は導入した方が今後のためにはいいと思うんですけど、今導入しようとしたら松前町さんの予算のみならず、値段も高騰してるし、こんな金額になりましたと来たときに、それでも我々じゃあやりましょうってなんないと思うんです。導入した方がいいけど、やっぱり我々議会議員ですから、その予算が果たしてそれに伴うのかっていうのを考えないと思うんですよね。だから、当然タブレットもインターネット中継も導入した方がいいには決まってるんだけど、そのかかってくる見積もりだったり、予算によりますよね。バカ高くても導入するんですか、タブレットも仮に。

竹田委員長 タブレットについては、前回のなかで数字も出てるよね、資料として。だからそういうこととの行政側とのすりあわせをしてきたっていう。正式に行政側に訴えたのではなくて、タブレットを導入すれば、行政側もこのことについては、乗り気だっていう。言葉はおかしいんですけど。

又地議長 この委員会ではさ、委員会としての意思決定をすればいいでしょう。してくれればいいの。だからお金云々というのは後の話であって、意思決定したのを答申してください私に。そうすれば交渉しますから。交渉する時点で、財政と一緒にあって、返事帰ってくると思うんだ。その時は全員協議会なりで話しあって返事を聞けばいいんじゃないか。だからあまり深く考えないでさ、特別委員会での意思決定をしてくれればいいえわけであって。

安齋委員 実際インターネット中継をやります。500万円かかります。こんなものに500万円かけるくらいなら、ほかのものに500万円かければよかったんじゃないかって言う人だって絶対に出てくるから。ただ今の方向としては、やるかやらないかっていう決定だけするのであれば、やるやらないをはっきりすればいいんだよ。

竹田委員長 今安齋委員の言われたような声だって、なきにしもあらずで、そのかわり我々意思決定として決めたものは、きちっと説明責任もあるわけだから、これこれでもやっぱり、必要性を訴えて、理解してもらってという行動もとらなきゃいけない。ただこのバージョンアップについては、するってことになるのかな。

手塚副委員長 委員会のなかではそれで進むけど。

平野委員 議長がおっしゃるように、ここの会はここの会でやるかやらないか。その通りだと思うんです。しかしながら、我々の仕事して予算を審査する立場も全員なわけだから、やっぱり金額を出てきたときに、ここまでかかるっていうのが出てきたときに、それだとやっぱり見合わないということも頭に入っちゃうんです。だからやった方がいいけども、当然その金額ベースがでてきてから、再度この金額だったらみんなの意思のなかでやりましょうねって。

東出委員 それもさ行政側としても、今のコロナの臨時交付金を念頭に考えているのであれば、我々遠慮なく委員会としてあげればいいと思うよ。

平野委員 それも変な話でさ、コロナの臨時交付金をなんでタブレットに充てなきゃいけないんですか。

東出委員 そういえば国では今使い道を議論してるわけでしょ。国でもさ臨時交付金で車買ったとか。

平野委員 それを許す国も、それを何とか通そうとする町もよろしくないよね。

東出委員 よく言うよ。テクニック使えとか言っておきながら。

平野委員 言ってませんよ。東出委員じゃないですか。

東出委員 でも特別委員会では我々こうした議論をしてるんだから、それをきちんと答申としてあげよう。そうしないと今までの委員会の意味が無いでしょ。

竹田委員長 ちょっと5分程度休憩しましょう。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時32分

竹田委員長 休憩を解き会議を再開します。このインターネット中継、これについてはどういう整理をしたらいいか。導入するっていう方向で、みなさんよろしいですか。あと平野委員言ったように実際導入するからには、こういう財源に係るっていうなかでは、若干我々とすれば、ふみとどまらなければならない場面もあるということが出てくるのかなっていう気がします。5番については導入するっていうことで。

(6) 選挙公報の発行について

竹田委員長 最後になりますけど、選挙公報の発行。これは勉強会のなかでも、縷々法定ハガキとの併用の話は出てました。自分はですね、理解してたのは、福島町さんの情報を得るなかでは、法定ハガキ、法定ビラを止めて、選挙公報にしたっていう。そういうふう聞いてたものですから、うちももし、選挙公報にするっていうことであれば、当然選挙公報は全戸配布ですから、そういう形になるのかなって思ってたんですけど、勉強会のなかでは、法定ハガキも残すべきだっていう声もありましたので、再度みなさんからこれについて、ご意見なり考え方をお聞きします。

平野委員 前日も話したと思うんですけど、ハガキと選挙公報って全く別物だと思うんですよ。ハガキは前回意見が出たように、その手間たるや大変なものですから、選挙するにあたって、各陣営でない方が手間が省けることは事実だと思いますけど、あくまで選挙ハガキについては、各陣営の選挙運動の一つですから、そのなかで当然限られた枚数のなか、全ての町民に配られる訳もなく、それほどこの範囲でハガキを配ろうかっていうのは、それぞれの考え方であって、ただ選挙公報は投票権のある全ての町民にみなさんが、公平にどういう人が出てるんだっていうのが見れるっていう意味からすると、ハガキと別物で考えるべきだと思います。だからやるべきだと思いますし、僕らがやるわけではないですけど、選挙管理委員会にお願いすることになるんですけども。以前幅崎さんが選挙の担当課にいた時に、実はやりたいんだって話をしてたこともあるんです。ただ、その期日の関係上、仕事の容量も含めてちょっと厳しくて、これまでやれてないんだけど、そういう観点からお願いするってことになりますけども、これもやっぱり町民の要望といいますか、あったらいいよねっていうことなんです。

竹田委員長 ほかに。

相澤委員 福島町さんでやって、違ふとこの話を聞いたんですが、選挙公報を発行するということで、事前に言われてたそうなんですけど、実際に選挙を開けてみたら定数がいっぱい選挙がないことになったと。結局はその公報を発行するまでに至らなかった事案もあるんですよ。そういう意味からいって、実際どうなのかなって、ちょっと疑問に思った

ところもあったんで。

竹田委員長 ということは、選挙公報をやらないで従前からの法定ハガキにするべきだって考えていいんですね。議会改革っていうのはですね、財政的な部分も考慮しなきゃないだろうと思うんですよ。ただ議会側の都合だけでなく。ということは法定ハガキに係わる予算が、選挙公報に切り替えることによって、その分がなくなって、どっちがどの位の金額になるのかってのは、分からないですけど、やっぱりどっちかにすべきだっていうふうに思うんですけども。

又地議長 その前に選挙公報、これはね、8時に届けを出しますよ。当日の午後5時までだよ。そして遊説期間が5日間だ。この5日間の間に、受付を締め切ったあとに、選挙公報を発行してもらおうとしたら間に合うかどうか、選管で。そのへんはどうなんだろうな。自分は物理的に間に合わないと思ってるけどな。

平野委員 実際にやられてるところはその方式でやっています。

又地議長 それは町会議員の選挙ではない。どこでやっていますか。

平野委員 福島町さんでやっていますよ。

竹田委員長 福島町さんでは何期もやるよね。

又地議長 あ、そう。やってるの。よく間に合いましたね。正味4日しかないんじゃないの。

平野委員 だいたい中日か、4日目くらいに出されるんですよ。ですので締め切りと同時に、その公報誌に載せる原稿を提出してくださいってことで、出された人を基に、すぐさま広告社に出して、作ってもらって。間に合いますよ。投票日には間に合いますが、期日前には間に合わない。

又地議長 じゃあ遊説に入ってから。

平野委員 そうですね。2日目か3日目の朝刊に入ります。

竹田委員長 法定ハガキだって、告示の日に発想するわけだから、次の日じゃないと付かないよね。

又地議長 あとは銘々ね、早く出す方がいいのか。そしたら福島町さんの場合は立候補する方は事前に資料を、自分のPRするものを出してくださいと。

相澤委員 八雲町さんで選挙あったんですが、そのへんのところを聞けば、届けた日の次の日まで、その資料を出してくださいという形になってたそうです。その準備は、事務局の方も整ったらしいんですけど、結局定数そのままだったんで選挙がない。なのでその公報もないという形になったという事例は聞いてます。

又地議長 これは選挙公報を発行してもらってから、ハガキを出さなくてもいいという訳ではないしな。出したい人は出せばいいんだし。ただ有権者にすれば、公報だから一つのあれで、全員の顔が見れると。福島町さんは選挙公報を出してもらってからハガキを出さなくてもいいってことになったの。

竹田委員長 福島町さんはそうなの。法定ハガキは止めてるの。

又地議長 それは議員間の申し合わせ事項だな。

竹田委員長 だから極端なことを言えば、新人さんでギリギリで手を挙げた人は、法定ハガキもってことがあるかも分からないけど、あとはやっぱり議員間の申し合わせのなかで、六十何円の800枚か、それ掛ける人数だから結構な金額になる。選挙公報で福島町さんの

をみれば、30万円くらいかな。

平野委員 なんでもこれはお金の話からスタートするの。これまでお金の話を切りだしたらそれはあとの話だって言ってたのに。今はまずこの選挙公報が、町民にとって必要かどうかを話するのがあれでないの。これに限ってはなぜかお金のことばかり。

手塚副委員長 これ福島町さんのやつだけど、一番先に公費節減のためにやり出したみたいなことが書いてる。

竹田委員長 福島町さんの議会白書。このなかに書いてるのは、選挙公報活用による、公費負担の節減っていうようなことで、候補者の申し合わせによって、選挙公報によって、選挙用のハガキは作成せず、公報一本でいくっていうのが福島町さんの。

平野委員 まず福島町さんは公費ってことが前提ですよ。先付けなのか後付けなのかは分からないけど。私これを言ったのは、公費どうこうは関係なく、ハガキが一枚も来ない人もいる、選挙ポスターを貼っている掲示版を見れない人もいる、で投票をしに行くのに、誰がいいか分からない、一応選挙権ある人として、誰々に入れられるんだって、どういう人が出てるんだっていうのが一目瞭然に出るものがまずは必要だと思って私は提案したんです。仮に、これがやった方がいいよねってなった後に、じゃあ他の意見として、申し合わせでハガキはなくしましようとかになれば、それはその話として進めてもいいでしょうし。決して僕はどっちもやらなきゃないって話をしてるわけではなくて、ハガキと別の話を。これは絶対必要だと思ってて。

新井田委員 まずはやってるところがモデルになってるわけですよ。いろんな意見は当然やるやらないっていうのはあるんだけど、私も委員長と同じ考えで、申し合わせができるのであればですよ。そういう部分で省ける部分は省いてもいいと思うし、ほぼほぼみなさんの顔っていうのは、もう町内では分かってて、ハガキが来たからどうだとか、来なかったからどうだとかってことは、ほぼほぼ無いのかなって思うんですけどね。ただ新人さんは、今言ったように配慮っていうのは、必要なのかもしれないけど。

平野委員 入れる人は決まってるかもしれないけど、全員の顔を覚えてるかっていうとその限りではないですよ。

吉田委員 僕はハガキは絶対に必要だと思います。高齢者が多くなって多分覚えてても、ハガキを持って行く人は多いんだそうです。投票所に。そして自分で書いてくると。そして新聞で頭に覚えてたとしても、やっぱり自分の支持する候補を、やっぱりこれを頼りにする年代が多くなっているのは事実だと思います。そのために、木古内はハガキ、福島町さんは申し合わせなんだろうけど、選挙に手間をどうのこうのって言ったらダメですよ。正直な話。

平野委員 福島町さんは公費削減ですから。

吉田委員 公費削減は分かりますが、選挙で認められたものはやるべきだと僕は思います。

東出委員 自分は公共公報を使うのであれば、それでみんながよしとなれば、法定ハガキはいらないと思う。

又地議員 今ハガキの話をしない方がいいのではないの。先にその公報を選挙公報をどうするのかの話をして、後は二段構えでさ、いやこう決まったけど、そしたら申し合わせ事項でハガキ出すのか出さないのかって、いう話にすればいいのに。有権者にすれば一同に、選挙公報をあれして、全戸に配布だから、そしたら見れる方がいいよな。かといって、全

員を知ってるかどうかってことは、それは受け取る側であってさ、それはいいのではないかな。

竹田委員長 この選挙公報の扱いについては、以前の第 6 回のなかでも導入すべきだっていう方向性の声がありました。ただ、4 月 28 日の勉強会の時に、法定ハガキとの併用の部分が出て、先ほど言われた我々だって、公費の軽減も考えなきゃダメなのかなっていうことからすれば、どちらかにすべきっていう声もあったもんですから、今回議長言われるように、この選挙公報については、やる方向でまず決定をしたい。ただ内容っていいですか、その法定ハガキをやるべきだってことになればですね、公費が今までより多く費用がかかるわけだから、その辺も考えなきゃいけないのかなっていうふうに思います。

又地議長 公報の発行に関しては、みんなで選管にお願いすることだよ。お願いしないとできないこと。だから選管で受けてもらえるかどうかって問題もある。いいですね。それと選挙用のハガキってというのは、これは法律的に認められてるものだから、それを申し合わせ事項でタガをかけるのかどうかってこと。

竹田委員長 どこかでそういう議論する場面も作らなければならない。

又地議長 ハガキの切手代はあれだけでも、ハガキを印刷するのは自分だから。一人最大 800 枚かな。それが 10 人だったら 8,000 枚だ。そうすると一人 50,400 円。10 人分だと 504,000 円っていうことだ。

竹田委員長 選挙公報については、実施するってことで。

平野委員 実施のお願いをする。自分たちでやれるわけではないから。

竹田委員長 これは選管なり総務課に対して財政との協議が出てくる。あとは実施時期を次回からにするのか、この改選期後の時期にするのかっていう部分だってあると思いますが。もし、来春の改選期に間に合うようであれば、今定例会で答申しなきゃいけないのかなって思ってます。これやっぱ 9 月だったらちょっと遅いでしょ。

平野委員 答申を 6 月だとか 9 月だとかに限らなくても、今からこれを答申しますって担当課に言っておけばいいんじゃないですか。

竹田委員長 選挙管理委員会も開かなきゃならない。議会としてこうしましたっていう結論は正式に持っていかなければならない。

平野委員 今決まったことは答申してもいいのではないですか。

竹田委員長 もう一度整理します。一番目の会議規則については現状のままということになります。タブレットについては導入します。モニター制度についても導入。ナイター、サンデー議会については当面見送り。インターネット中継については導入。選挙公報についても導入。ということになります。それと、前回第 6 回で整理されました政務活動費、これについては導入をしないと。それから議員の評価制度、これについても実施をしない、通年議会の導入についても実施をしない、そして常任委員会、議会運営委員会の任期については 2 年ということ、それから提言ハガキについても実施をするということ、これで決定されています。ただこの提言ハガキについても、どこでこの中身っていうか、内容をどうするか、議会だよりも全部をお任せするのか、議員全員でこの部分をどうするっていう協議の場を設けるかっていうのか出てくるのかなというふうに思ってます。以上のことからですね。一通り全 11 項目、全部決着っていうか整理されました。委員会とすればこの 6 月でこの全項目をですね、中間でなくて、以前に定数と報酬については中間報告してますので、

あとの残った 11 項目を答申したい。この 6 月、今委員会で、この特別委員会を閉じるって
いうことになると思うんですけど、それについての、それぞれの考え方含めて、もう少し
やっぱり続けるべきだっていう考えなのか。

東出委員 今委員長の言葉から、自分なりに考えた部分から言えば、提言ハガキの扱いを
議会だよりに預けるのか。

竹田委員長 だから、その辺を整理しなければならない。全員で協議する場を作らなきゃ
ないだろうと思うんだけど。

東出委員 それを整理しないと、最終報告にならなくなってしまふ。

竹田委員長 特別委員会の扱いでなくなってしまう。特別委員会はやるやらないで決定し
ちゃえば、あとは、どこでどうしましようっていう場面をですね、やっぱり全体で検討し
なきゃないって、項目がやっぱりいくつかあるのかなって思います。今口頭で言ったよう
なことで、今 6 月の定例会で答申をするっていうようなことよろしいですか。というこ
とは、今日の第 7 回でこの特別委員会については閉じるということになります。だから、
その後、今度、木古内町議会として議長の計らいで、中身をどうするのあれが何
回か出てくるのかなって、それを全員協議会なのか、どこの場面でどうすのかってことも
あるんですけど。

又地議長 あと答申をもらって、タブレットの導入等、それからインターネット中継のバ
ージョンアップ、これらや選挙公報の発行、この部分に関しては答申をもらったあと、行
政の方にね、申し入れをして何とか頼むという話をね。それとモニターもね。ただモニタ
ー制度の導入をやるっていうことになったわけだから、この部分ではまだ、みんなでいろ
いろ肉付けをする部分が必要だよな。

竹田委員長 そうすれば、この委員会から外れて議長にバトンタッチして、そういう計ら
いのなかで、今度具体的に詰めるということになろうと思いますので。

東出委員 委員長が早急に答申書を作って、我々に配布してくれれば。

竹田委員長 報告書ができしだいみなさんの方には周知しますのでよろしくお願いいたし
ます。大変、予定の計画どおりの時間、12 時ちょっと前くらいの時間ですけど、第 7 回の
議会改革特別委員会を以て、全項目をみなさんの協力を得て終わりました。本当に感謝申
し上げます。今度議長お願いします。

又地議長 今回で終わりになっちゃうの。モニターの部分で肉付けするのは特別委員会で
やらないの。どこでやるの。

平野委員 さっき言ったとおり、答申したあとに、あとは議長の計らいで全員協議会なの
か、なんらかの場で、この中身については詳しくやっていく。

又地議長 じゃあ肉付けする部分だな。

竹田委員長 肉付けしなきゃならないところがいっぱいあるのさ。

又地議長 モニターの部分では結構、みんなと知恵を絞って、松前町さんと同じようにす
るってなるのかさ。

平野委員 そう考えたら、今ムリして解散する必要ってある。

竹田委員長 答申してしまえば、あとやることがない。やるやらないで決まれば。

平野委員 その答申はないにしても、この特別委員会での協議にすればいいのではないで
すか。特別委員会が答申した中身について再度。

又地議長 だって一番大事なことでないの。肉付けするのが。

竹田委員長 自分はこの委員会でやるやらないっていう方向性のなかで、まだどうしようって声があるんだったら続けなければと、自分はそう思っていました。ただ、議長が言われたように、どっかで全員で協議検討するわけだから、やっぱりあとは全員協議会かなって思っていましたけど。

平野委員 やっぱり我々が特別委員会でやることに決めたわけだから、責任もってこの委員会で、絶対答申したら解散しなきゃダメだよってルールでもないわけですよ。であれば、最後まで中身の協議もこの委員会でどんどんやっていけば。

東出委員 でも本来は答申をしたら委員会は解散だよ。

竹田委員長 この内容精査については、特別委員会を続行するなかで、もう少しやっぱり提言ハガキもいろいろあると思うんですよ。そういうのを詰めれっていうのであれば。委員会で決着したのに継続ってというのは議長おかしくないかい。

又地議長 ただやりましょう、どうしましょうと言うだけでさ、あと肉付けはそしたら全員協議会で答申終わったから、全員協議会なりで、みんなで肉付けするかっていうのであれば、それはそれでいいです。

平野委員 結局同じメンバーなんですよ。答申としてはこの項目を今後進めることにしましたと。内容については、まだまだ検討材料が多いので、当委員会を継続し、内部についての精査は引き続き継続するとか。あとは全員協議会にお願いするよりかはさ。

東出委員 聞いたことがない。最終答申を行って委員会を存続させるってことじたいがさ。だから全員協議会でもなんでもいいんだ。

平野委員 じゃあ最終答申にしなかったらいいのでは。だって残しておくわけだから。そして解散する前に、あと半年なるか協議して決まったことがあれば答申すればいいし、前回の答申から特段変わることはなく。

東出委員 最終答申を出すって委員長が今言ったから、自分たちはそういうふうに言ったんだよ。

平野委員 解散が前提でなんでしょ。

竹田委員長 そうではないです。一応一通り決着したわけだから。

平野委員 ○×はね。でも中身についてはまだまだ。

竹田委員長 中身だとか、財政議論はその後だから。この委員会とすれば極端な話○×さ。やるかやらないかをこの委員会では決めますよ。あとはやっぱり、中身についてはこういうことになるのかなっていうふうに思ったもんですから、何かを保留のなかで、例えばバージョンアップでも、保留して継続審議で残しておいて、委員会を継続するならいいけど、全部決着しちゃえば、委員会の役目はこれで終わりかなっていうふうに思うんですよ。

安齋委員 最終決定しないと、定例会で答申できないんですか。

竹田委員長 中間答申もできますよ。前の定数と報酬については、早々と中間答申で報告したわけだ。

又地議長 最終の答申をするのであれば、あと結果つける文言というのは、最終答申にひもづけようと。あとは全員協議会で付随するいろいろあるけど、それは全員協議会のなかで議論するとか。あるいは最終答申にしないっていうのであれば、継続審査するなかで、もろもろ付随するものは、特別委員会でやるとかって、そういうのを行えばいいんであつ

て。

平野委員 中身の肉付けまでこの委員会でやった方がいいかなと思います。するべきだなと思うんですけど。

新井田委員 ここでもんだ部分に関しては、最後までなせる部分はしていくっていうのが、なんかけじめとしていいのかなと思いますけど。

竹田委員長 そうすればバージョンアップについてを継続ってことにしておいて。

平野委員 それはそれで決まったことなので中間答申でいいんですよ。今みんなが言うのは中身の肉付けをどうするかってことだけですから。

新井田委員 要するに継続ってような表現になることだと思うんです。だから答申するにあたって、そうすることで継続で今言ったように中身も議論できるということになると思うんですけど。

東出委員 委員長ね。6月の議会で報告するんだらうけど、ここで最終報告にするのか、中間でやるのかっていうことを、まずみんなに諮らないと。それによって我々も動き方が変わると思うので。

竹田委員長 最終っていうかさ、11項目全部決着すれば最終だと思うんだけど。

東出委員 だから委員長のほら一つだって。

平野委員 委員長言うように、選挙公報の費用やバージョンアップにしてもタブレットにしても、今後費用の算出によっては、もしかしてってこともあります。だから今は、答申としてはやる方向で進めるっていうのが答申なんだけど、中身の肉付けによってはまた、どのように流れて行くか分からないことを考えるとね、最終が変わる可能性があるんじゃないですか。今回の答申しちゃえば。だから今現在の方向としては、ゆるぎなく〇×つけた通りなんですけど。

東出委員 だからそれを最終にするのか、中間っていう形にして委員会を存続させるのかでしょ。

平野委員 だから自分は中間にするべきだと思うし。

東出委員 そこは委員長のはらだって。

平野委員 決めちゃえばいいんだって。

竹田委員長 全部決まったのに中間ってことはないのかなって思います。

東出委員 じゃあはらは最終だね。

竹田委員長 あとは議長に答申して、今度議長が中身の内容の精査については、全員協議会を開いて詰める。

東出委員 その気持ちは変わらないんだね。

竹田委員長 いろいろ意見ありましたが、第7回で最終答申するっていうようなことで決めます。よろしいですか。項目整理しだいみなさんに案内します。以上で第1回の議会改革特別委員会を閉会します。今日で解散です。長い間ありがとうございました。

傍 聴：なし
報 道：なし

議会改革特別委員会
委員長 竹 田 努